

確定拠出年金向け説明資料

情報エレクトロニクスファンド

投資信託協会分類: 追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

- 信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用を行ないます。
- 銘柄の選定にあたっては、企業の成長性および株式の市場性などに留意して分散投資をはかります。
- 株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

2. 主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)のうち、電気機器、精密機器などエレクトロニクスに関連する企業群や情報ソフツサービス、通信など情報通信に関連する企業群の株式を主要投資対象とします。

3. 主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行ないません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

4. ベンチマーク

ありません。

参考指標： 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数值及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数值の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

5. 信託設定日

1984年2月22日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8. 決算日

原則、毎年2月21日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

信託報酬の総額は、①により計算した額に、②により計算した額を加減して得た額とします。

①純資産総額に年1.65%(税抜年1.50%)以内の率※を乗じて得た額
※2025年11月14日現在、年1.562%(税抜年1.42%)
内訳(税抜)：委託会社 年0.42%、販売会社 年0.90%、
受託会社 年0.10%

②運用実績※に応じて、日々のファンドの純資産総額に下記の率を乗じて得た額

※日々の基準価額の前期末基準価額に対する割合(「基準価額倍率」といいます。)

基準価額倍率	率
120%以上のとき	年0.055%(税抜年0.05%)を加える
110%以上120%未満のとき	年0.033%(税抜年0.03%)を加える
90%以上110%未満のとき	なし
80%以上90%未満のとき	年0.033%(税抜年0.03%)を減じる
80%未満のとき	年0.055%(税抜年0.05%)を減じる

(注) 上記は委託会社の報酬分として加減されます。

10. 信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたか、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

情報エレクトロニクスファンド

投資信託協会分類: 追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

16. 収益分配

原則、毎年2月21日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。分配金額は委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当収入等を全額分配し、売買益等は運用実績を勘案して分配します。
※ 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

17. お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数

注: 基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)
(再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行)

24. 基準価額の主な変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは株式に投資を行なっていますので、株価変動の影響を受けます。またファンドは、特定のテーマに絞った株式に投資を行なっていますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広いテーマで株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

● ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

● 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

● ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

● 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

● ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があつた場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■ 投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■ 当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されました。その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。